

田原本町バリアフリー特定事業計画 〔田原本駅周辺地区〕

令和7年3月

田原本町

田原本町バリアフリー特定事業計画 〔田原本駅周辺地区〕

1. 特定事業計画策定にあたって	1
1.1. 特定事業計画策定の背景	1
1.2. 基本構想の概要	2
1.3. 特定事業	4
2. 特定事業計画	7
2.1. 事業期間	7
2.2. 個別事業計画	7
〔1〕 公共交通特定事業.....	8
〔2〕 道路特定事業	10
〔3〕 路外駐車場特定事業.....	22
〔4〕 都市公園特定事業.....	23
〔5〕 建築物特定事業.....	25
〔6〕 交通安全特定事業.....	27
〔7〕 教育啓発特定事業.....	28

《資料編》

1. 届出制度	30
2. 計画の継続的な見直し.....	32
3. 田原本町バリアフリー協議会.....	33
4. 用語集	36

1. 特定事業計画策定にあたって

1.1. 特定事業計画策定の背景

田原本町は、人口減少・少子高齢化が進行するとともに、まちの経済活動や社会活動を担う生産年齢人口の人口減少も著しく、若年層の人口定着も課題となっている。

これに対して、田原本町第4次総合計画では、まちの将来像を「子どもから高齢者まで 誰もがいきいきとした暮らしを楽しむまち たわらもと」とし、子育て支援、定住支援などをはじめ、各種の取り組みを進めているところである。

我が国では共生社会実現を目指したバリアフリー化の一層の推進に向け、平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以降、バリアフリー法）が施行された。

平成30年と令和2年にはバリアフリー法が改正され、ハード面、ソフト面が一体となった より一層のバリアフリー化が求められている。

このような背景を踏まえ、子育て世帯、高齢者、障害者等、誰もが生活しやすいように、また、来訪者等が移動しやすいように、より一層のバリアフリー化を推進するため、「田原本町移動等円滑化促進方針、バリアフリー基本構想」（以降、基本構想）を令和6年3月（令和5年度）に策定した。これを受け、基本構想に定められた重点整備地区（田原本駅周辺地区）内の駅や道路等について特定事業計画を策定し、この事業計画に基づいて事業を推進する。

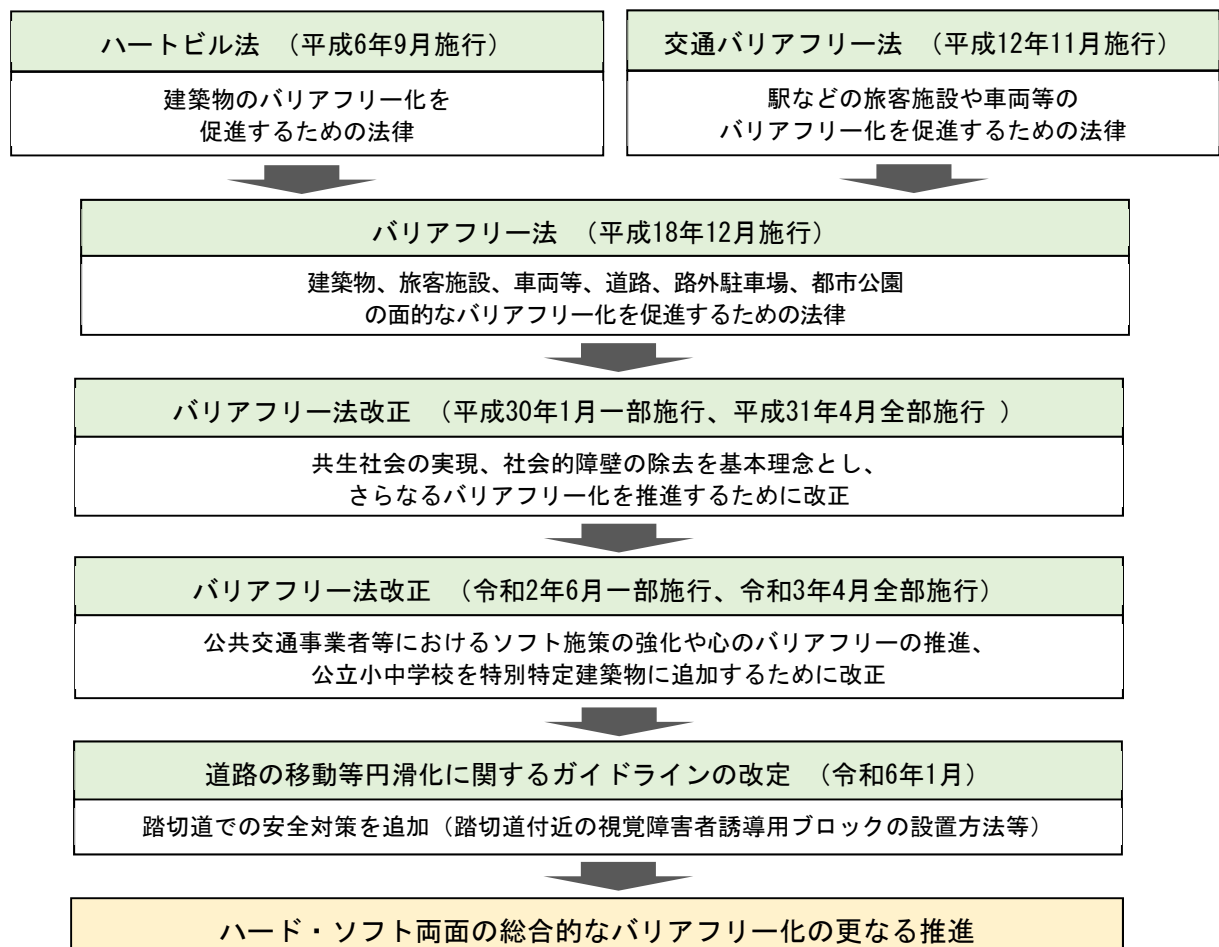


図 1.1 バリアフリー法等の経緯

1.2. 基本構想の概要

1.2.1. バリアフリーの基本方針

町全体のバリアフリーの基本方針や現況整理結果から得られたバリアフリーの課題を踏まえた、重点整備地区におけるバリアフリー化の基本方針を設定している。

田原本町におけるバリアフリー化の基本方針

- ① 多様な人々が安全・安心に暮らすことができるまちづくりの推進
- ② 来訪者にとっても安全・安心で快適に活動できる環境の形成
- ③ 心のバリアフリーの推進
- ④ 多様な関係者の参画・連携による取り組みの推進
- ⑤ 継続的・効果的な事業実施



田原本駅の周辺地区の課題

- 田原本駅の周辺地区においては、各地域の景観との調和を図りつつ、居住機能・商業サービス機能を維持・充実するとともに、既存市街地の再構築による新たな機能の誘導を図り、周辺との機能分担、交流、連携等に配慮し、拠点性の向上が必要
- 田原本駅、西田原本駅や生活関連施設が集中する町中心部のまちづくりと連携した、バリアフリーの確保が必要
(田原本町の中でも、特に田原本駅の周辺地区において重点的にバリアフリー化を進めることが必要)



田原本駅周辺地区のバリアフリー化の基本方針

- ①町の中心地としての拠点性の形成
- ②来訪者にとっても安全・安心で快適に活動できる環境の形成
- ③町の中心地としての心のバリアフリーの推進
- ※④、⑤は田原本町におけるバリアフリー化の基本方針と同様

1.2.2. 移動等円滑化の方針

生活関連施設、生活関連経路等、移動等円滑化（バリアフリー化）の方針について、公共交通（旅客施設・車両等）、道路・交通安全施設、建築物、都市公園、路外駐車場、心のバリアフリーの区分で示す。

- 公共交通（旅客施設・車両等）

誰もが安全かつ快適に移動できるように、公共交通移動等円滑化基準や国のガイドライン等に沿って、公共交通（旅客施設・車両等）の整備を推進する。

- 道路・交通安全施設（信号等）

誰もが安全かつ円滑に歩行できるように、道路に関するバリアフリー化基準（道路移動等円滑化基準）に沿った整備を推進する。

- 建築物（駐車場を含む）

誰もが安全かつ快適に利用できるように、一定規模以上の新築等（建築工事をする床面積の合計が2,000m²・公衆トイレは50m²以上となる新築、増改築や用途変更）を行う建築主等は、建築物に関するバリアフリー化基準（建築物移動等円滑化基準）に沿った整備を進める。

また、それらの既存建築物に対してもバリアフリー化基準に適合するよう努める。

- 都市公園（駐車場を含む）

誰もが安全かつ快適に利用できるように、都市公園に関するバリアフリー化基準（都市公園移動等円滑化基準）や国のガイドラインに沿った整備を推進する。

また、既設の特定公園施設に対しても、必要に応じてバリアフリー化基準に適合するよう努める。

- 路外駐車場

誰もが安全かつ円滑に利用できるように、路外駐車場に関するバリアフリー化基準（路外駐車場移動等円滑化基準）に沿った整備を推進する。

また、既設の路外駐車場に対しても、必要に応じてバリアフリー化基準に適合するよう努める。

- 心のバリアフリーの推進

町民一人ひとりが、高齢者や障害者等の立場に立った「心のバリアフリー」を実現するため、「自分ができること」を考え、行動できるような取組を自らが推進する。

また、従業者向けの教育活動、利用者向けの啓発・広報活動や情報提供等、それぞれの立場に立った「心のバリアフリー」を実現するための取組を推進する。

1.3. 特定事業

1.3.1. 特定事業とは

特定事業とは、バリアフリー法第2条で定める6つの主としてハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）と、令和2年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）のことであり、想定される事業内容は以下のとおりである。

①公共交通特定事業

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備（ホームドア等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更

②道路特定事業

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

③路外駐車場特定事業

- ・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備

④都市公園特定事業

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

⑤建築物特定事業

- ・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

⑥交通安全特定事業

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置
（高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等）
- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止
（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）

⑦教育啓発特定事業

- ・移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催等）
- ・移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業
（上に掲げる事業を除く）
（障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等）

1.3.2. 特定事業計画の対象となる施設

基本構想では、西側は西田原本駅付近まで、東側は居住誘導区域の東側（寺川）までを、重点整備地区として定めており、その地区内で、高齢者、障害者等がよく利用する施設を生活関連施設、これらの施設を結ぶ経路を生活関連経路としている。

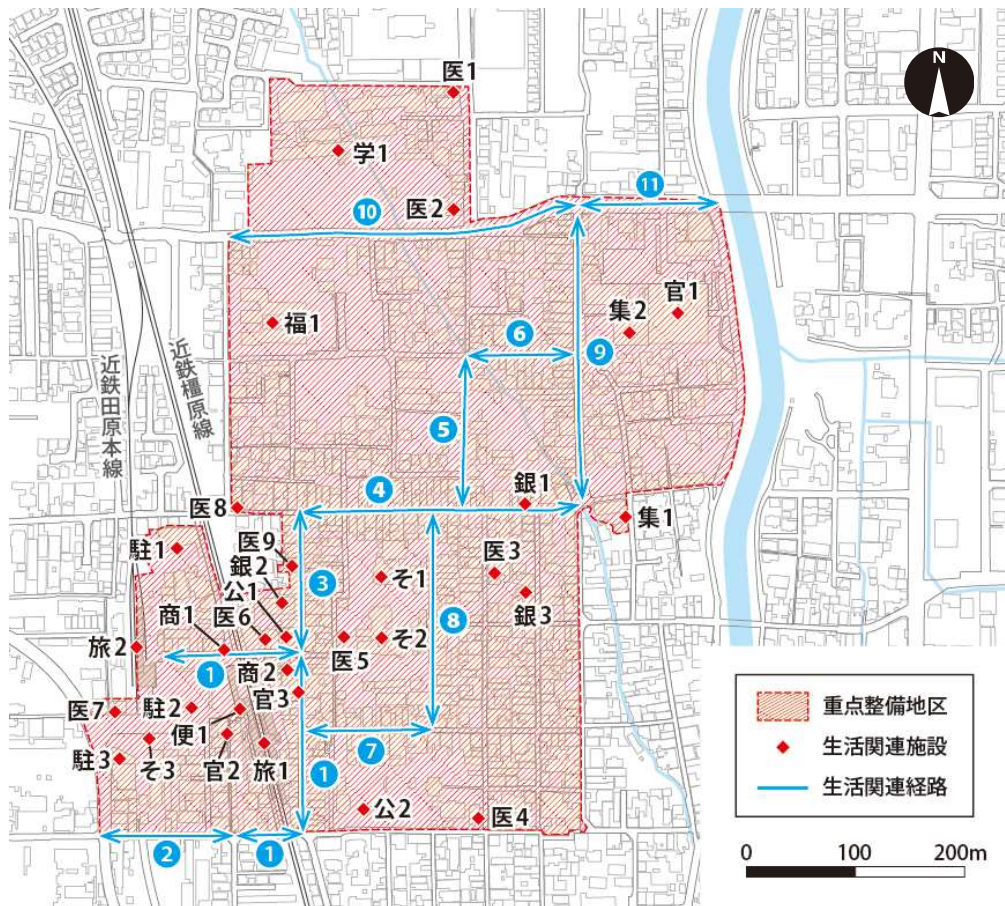


図 1.2 重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路位置図（令和5年度）

生活関連施設

施設の種類の	記号	施設名
旅客施設	旅1	近鉄橿原線田原本駅
	旅2	近鉄田原本線西田原本駅
学校	学1	町立田原本小学校
医療施設	医1	殿村医院
	医2	医療法人社団 小阪内科小児科医院
	医3	あまい医院
	医4	辻クリニック
	医5	水野医院
	医6	上田歯科医院
	医7	さくら歯科
	医8	坂本歯科医院
	医9	中尾医院
集会場、公民館	集1	田原本町A校地区自治会
	集2	田原本町すいせん会館 町民ホール
商業施設	商1	ローソン 西田原本駅前店
	商2	杉本薬局

生活関連経路

施設の種類の	記号	施設名
官公庁	官1	役場庁舎
	官2	田原本町駅前交番
	官3	観光ステーション 磯城の里
福祉施設	福1	認定こども園田原本幼稚園
公園	公1	田原本町第2児童公園
	公2	イベント広場公園
銀行、郵便局	銀1	奈良中央信用金庫 魚町出張所
	銀2	南都銀行 田原本支店
	銀3	田原本市町郵便局
駐車場	駐1	木伊モータープール
	駐2	田原本駅前自動車待機場
	駐3	田原本駅南南自動車駐車場
公衆便所	便1	田原本駅前広場（公衆便所）
その他	そ1	本誓寺
	そ2	浄照寺
	そ3	再開発ビル「田原本駅南地区市街地再開発事業」

番号	経路名
①	県道田原本停車場線
②	幸町薬王寺線
③	田原本34号線
④	根太黒田線
⑤	田原本21号線
⑥	田原本15号線
⑦	田原本49号線
⑧	田原本37号線
⑨	田原本26号線
⑩	新町1号線
⑪	阪手八尾大橋線

1.3.3. 特定事業一覧

生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化のうち、以下に示すバリアフリー化の事業を、特定事業としている。

事業名	記号 番号	事業箇所		事業内容	事業 主体
公共交通 特定事業	旅1 旅2	近鉄田原本駅 近鉄西田原本駅		- ホームドアの整備等 - ホームの内方線付点状ブロックの維持管理 - トイレへのベビーチェアの設置 - 音声案内の設置（トイレの位置や設備） - 洋式トイレの設置（西田原本駅） - 券売機の改善等 - 改札内スロープへの視覚障害者誘導用ブロックの設置等（田原本駅）	近畿日 本鉄道
道路 特定事業	①	駅北側： 県道田原本 停車場線	石見第11号 踏切周辺 2駅間	- 踏切周辺の歩道整備 （視覚障害者ブロックの設置および踏切前後の平滑化を含む） - 駅への送迎車の誘導案内の改善 - 区画線による歩行者の安全確保	奈良県 田原本 町
		駅南側： 県道田原本 停車場線	田原本1号 踏切周辺	- 踏切周辺の歩道整備（踏切前後の歩行者待機スペースの確保および平滑化を含む） - 舗装・側溝蓋の改善および踏切前後の注意喚起（路面表示等） - 踏切および踏切前後の視覚障害者ブロックの設置 - 舗装の改善 - 歩道整備（歩車道分離）	奈良県
	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪	②幸町薬王寺線 ③田原本34号線 ④根太黒田線 ⑤田原本21号線 ⑥田原本15号線 ⑦田原本49号線 ⑧田原本37号線 ⑨田原本26号線 ⑩新町1号線 ⑪阪手八尾大橋線		- 交差点への安全施設の整備 - 舗装の改善 - 歩道拡幅やカラー舗装による歩車道分離等 - 白線の明示、路側帯のカラー化、車道幅員の縮小 - 視覚障害者向けの対応等 - 道路横の水路の安全対策 - 歩道の拡幅（車道幅員の縮小）等 - 視覚障害者誘導用ブロックの設置等 ※路線により事業内容は異なる。	田原本 町
路外駐車場 特定事業	駐3	田原本駅前南 自動車駐車場		障害者用駐車場の設置等	
都市公園 特定事業	公2	イベント広場公園		敷地入口から施設入口における視覚障害者誘導用ブロックの維持管理等	
	公1	第2児童公園		敷地入口の段差の維持管理等	
建築物 特定事業	官1 学1	役場庁舎、 町立田原本小学校		- 敷地入口から施設入口までのバリアフリー経路の維持管理等 - 障害者等の優先駐車場の確保等	
交通安全 特定事業	①	県道田原本停車場線		交差点における一時停止措置の検討（路面表示）	奈良県 公安 委員会
教育啓発 特定事業	－	町内		- 児童、生徒、学生等を対象としたバリアフリー教室の開催 - 住民を対象としたバリアフリー講習会やセミナーの開催 - 職員を対象とした理解促進研修・啓発事業の実施 - 公共交通利用者を対象とした優先席や優先駐車場の適正利用ポスターの掲示 - 公衆浴場利用者を対象としたオストメイト利用者への理解・周知 - 各種施設における認知症サポーター養成講座の開催やイベント企画	田原本 町
	旅1 旅2	旅客施設		従業員を対象としたバリアフリー教室の開催、接遇研修の実施	近畿日 本鉄道

※記号、番号：5頁の生活関連施設、生活関連経路の表の記号、番号と対応している。

2. 特定事業計画

2.1. 事業期間

特定事業計画の検討にあたっては、国や県の各種基準、関連のガイドライン等に沿った整備・改良を基本とし事業内容を設定するとともに、各事業者との調整や財政状況をふまえ、事業数量や目標とする整備時期を設定している。

なお、目標とする整備時期については、基本構想で示した短期、中期の目標時期のもと、計画期間を令和6年度から令和15年度として、長期については令和16年度以降として、実施検討や用地買収、工事施工の難易度等を考慮しながら設定している。

また、施工年度、事業量については、計画検討のなかで、増減、変更等が生じる場合がある。

短 期	概ね5年以内	令和6年度～令和10年度での整備
中 期	概ね10年以内	令和11年度～令和15年度での整備
長 期	10年以上	令和16年度以降での整備

注1：元号は令和7年3月現在の表記。

注2：実施欄は、令和6年12月時点で整備が完了している場合は「済」、施工予定が決まっている場合はその予定を記載。

2.2. 個別事業計画

基本構想の事業内容を参考に、目的を踏まえた事業実施に向け、事業者により事業内容の具体化を検討した結果を次頁以降に示す。

公共交通特定事業

1) 鉄道駅

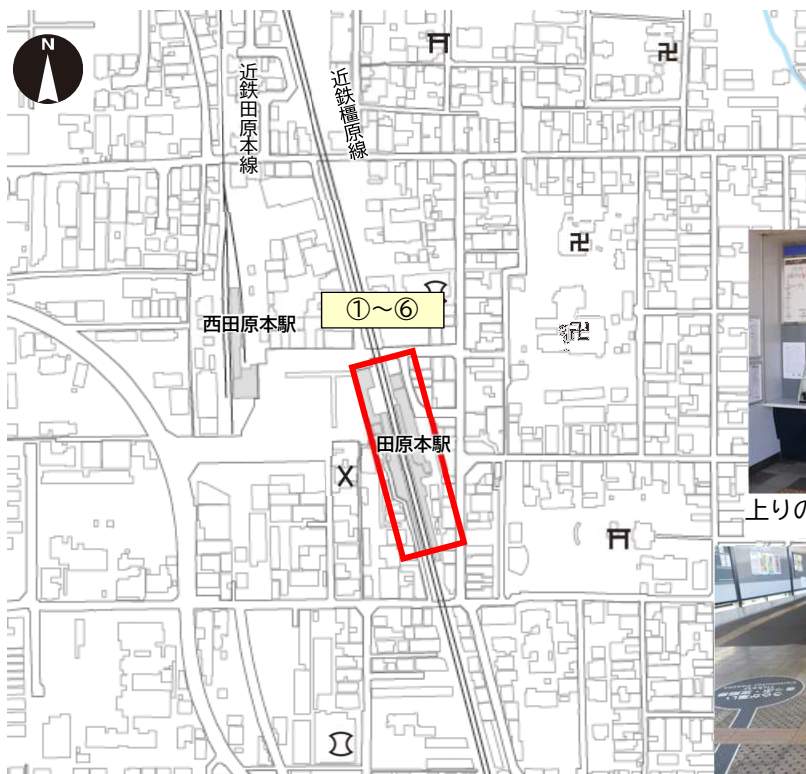
近鉄田原本駅			事業主体			近畿日本鉄道										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	安全性の確保	【ホーム】ホームドアの整備等				※										
②	安全性の確保	【ホーム】内方線付点状ブロックの維持管理	260	m	済	維持管理										→
③	バリアフリー対応	【トイレ】ベビーチェアの設置（男1・女1）	2	箇所	済	維持管理										→
④	バリアフリー対応	【トイレ】音声案内の設置（トイレの位置や設備）	1	箇所	済	維持管理										→
⑤	利便性、安全性の向上	【券売機】車椅子利用者等に向けた高さ、高齢者に向けた文字の大きさ	1	箇所												維持管理
⑥	バリアフリー対応	【改札内スロープ】視覚障害者誘導用ブロックの設置等	2	箇所												維持管理

事業実施に際し配慮すべき事項

- ①ホームドアの整備については、近畿日本鉄道としての優先順位があるため、整備時期は未定。（※）
 ②・⑤上り券売機の蹴込み改修済み、下り蹴込みは未整備、当面の処置として駅係員が必要に応じてサポートを実施。
 ⑥改札内のスロープについては、当面の処置として手摺にて対応。

事業実施位置または位置図

- ②内方線付点状ブロック：上下線ホームで実施。
 ⑤券売機：下りの蹴込み改修を実施。
 券売機等の改善については、当面の処置として駅係員が必要に応じてサポートを実施。
 ⑥改札内のスロープ：上下線スロープに誘導ブロックの設置。



現況のホーム



上りの券売機（改修済）



下りの券売機



現況のスロープ



手摺の点字

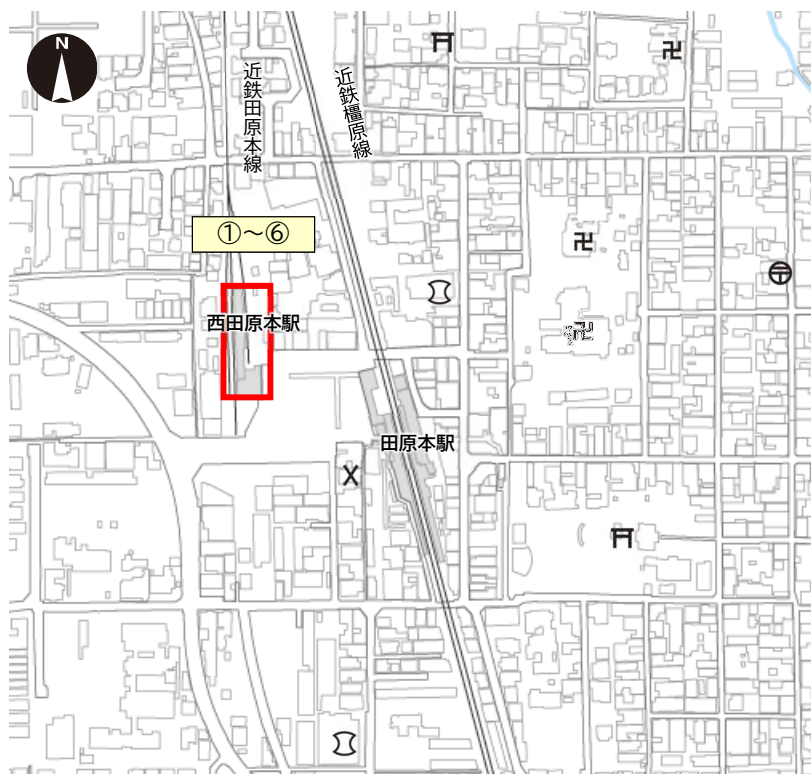
近鉄西田原本駅			事業主体			近畿日本鉄道										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	安全性の確保	【ホーム】ホームドアの整備等				※										
②	安全性の確保	【ホーム】内方線付点状ブロックの維持管理	133.2	m	済	維持管理										→
③	バリアフリー対応	【トイレ】洋式トイレの設置	4	箇所	R6施工	→	維持管理									→
④	バリアフリー対応	【トイレ】ベビーチェアの設置	2	箇所	R6施工	→	維持管理									→
⑤	バリアフリー対応	【トイレ】音声案内の設置（トイレの位置や設備）	1	箇所	R6施工	→	維持管理									→
⑥	利便性、安全性の向上	【券売機】車椅子利用者等に向けた高さ、高齢者に向けた文字の大きさ	1	箇所												維持管理

事業実施に際し配慮すべき事項

- ①ホームドアの整備については、近畿日本鉄道としての優先順位があるため、整備時期は未定。（※）
 ③・④・⑤令和6年度（下期）施工中。
 ⑥券売機等の改善については、当面の処置として駅係員が必要に応じてサポートを実施。

事業実施位置または位置図

- ②内方線付点状ブロック：上下線ホームで実施。
 ③・④・⑤トイレ：男子トイレ、女子トイレで実施。
 ⑥券売機：蹴込み改修を実施。
 券売機等の改善については、当面の処置として駅係員が必要に応じてサポートを実施。



現況のホーム



現況のトイレ



現況の券売機

道路特定事業

1) 県道田原本停車場線

駅北側：石見第11号踏切周辺			事業主体			奈良県（田原本町）										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	バリアフリー対応	【踏切周辺】 踏切周辺の歩道整備 （視覚障害者ブロックの 設置および踏切前後の平 滑化を含む）	約20	m									維持管理			
②	安全性の確保	【2駅間】 駅への送迎車の誘導案内 の改善	1	箇所					維持管理							
③	歩行空間の確保	【2駅間】 区画線による歩行者の安 全確保	約70	m												

事業実施に際し配慮すべき事項

- ①奈良県が田原本町および近畿日本鉄道と連携して取り組む。
- ②誘導案内について、奈良県が田原本町および奈良県公安委員会、駅前広場の関係者とともに、改善方法を検討する。

事業実施位置または位置図



現況の踏切東側



駅への送迎車



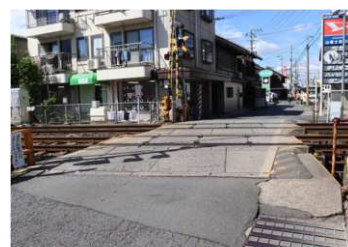
現況の2駅間の道路

駅南側：田原本1号踏切周辺			事業主体			奈良県（田原本町）										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	歩行空間の確保	【踏切周辺】 踏切周辺の歩道整備（踏切前後の歩行者待機スペースの確保および平滑化を含む）	約20	m												→
②	安全性の確保	【踏切周辺】 舗装・側溝蓋の改善および踏切前後の注意喚起（路面表示等）	約10	m					維持管理							→
③	バリアフリー対応	【踏切周辺】 踏切および踏切前後の視覚障害者ブロックの設置	約10	m					維持管理							→
④	歩行空間の改善	【踏切周辺】 舗装の改善	約50	m					維持管理							→
⑤	歩行空間の確保	【踏切周辺】 歩道整備（歩車道分離）	約50	m												→

事業実施に際し配慮すべき事項

- ①歩道整備について、本区間の前後は町道であることから、奈良県が田原本町とともに検討を行う。また、関係機関（近畿日本鉄道等）や地権者の協力が必要であることから、奈良県が田原本町とともに関係機関や地権者の理解の促進を図り、事業化を目指す。
- ②看板は設置スペースの問題（通行の支障等）があるため、路面標示での注意喚起を検討する。
- ⑤歩道整備（歩車道分離）について、本区間の前後は町道であることから、奈良県が田原本町とともに検討を行う。また、関係機関（近畿日本鉄道等）や地権者の協力が必要であることから、奈良県が田原本町とともに関係機関や地権者の理解の促進を図り、事業化を目指す。

事業実施位置または位置図



現況の踏切東側



現況の踏切西側



現況の道路西側の舗装・側溝蓋

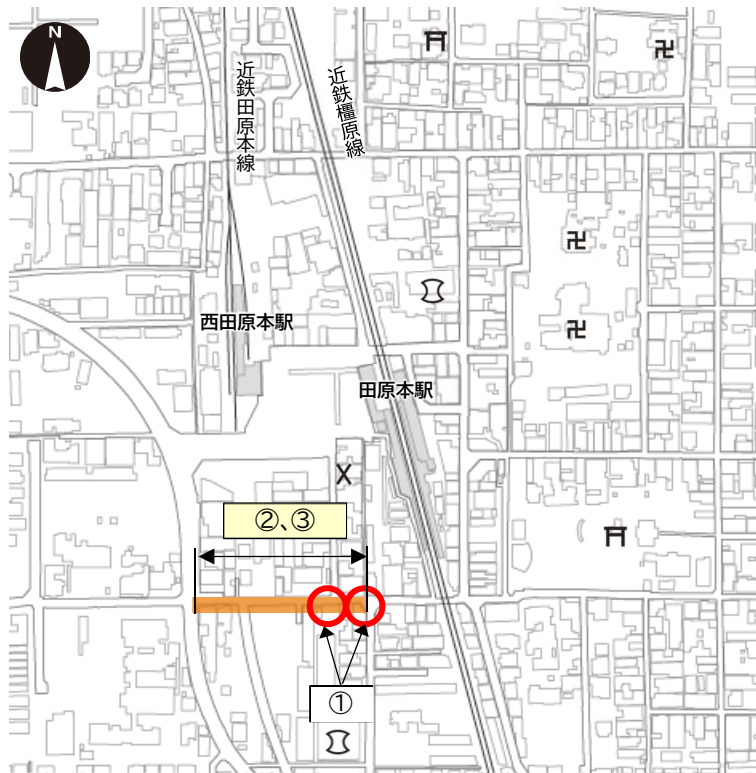
2) 町道幸町薬王寺線

幸町薬王寺線			事業主体			田原本町（奈良県）										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	安全性の向上	交差点への安全施設の整備	2	箇所	済	維持管理										→
②	歩行空間の改善	舗装の改善	約110	m	済	維持管理										→
③	歩行空間の改善	歩道の拡幅やカラー舗装による歩車道分離等	約110	m							維持管理					→

事業実施に際し配慮すべき事項

③本路線の東側は県道であることから、田原本町が奈良県とともに検討を行う。

事業実施位置または位置図



現況の道路の交差点（東側）



現況の道路の交差点（西側）



③歩行空間の改善予定箇所



現況の町道西端部



現況の町道拡幅部

3) 町道田原本34号線

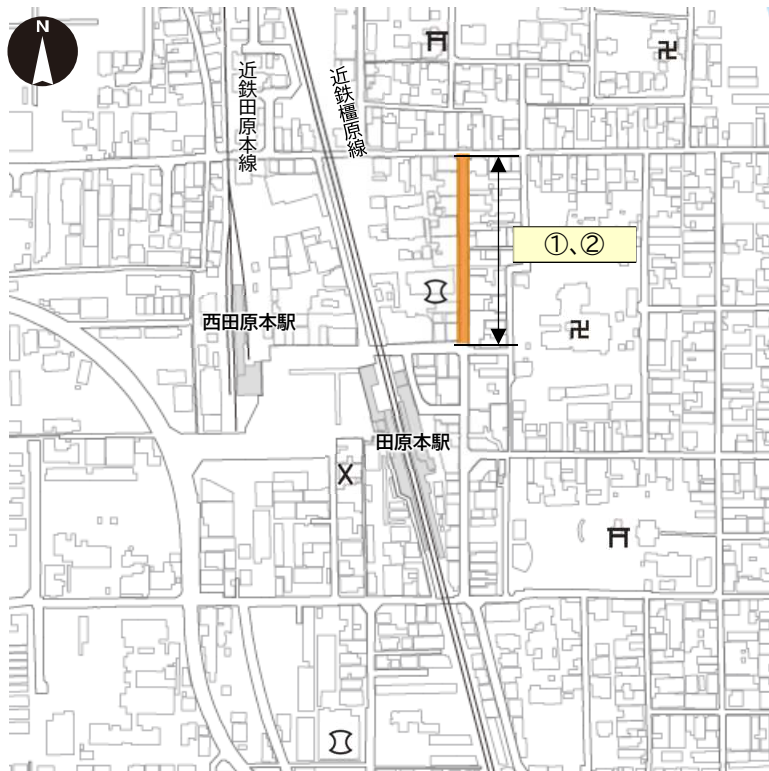
田原本34号線			事業主体			田原本町（奈良県）										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	歩行空間の改善、確保	白線の明示、路側帯のカラー化、車道幅員の縮小	約120	m							維持管理					
②	バリアフリー対応	視覚障害者向けの対応等（リーディングライン、リブ式（突起付）の車道外側線の設置等）	約120	m							維持管理					

事業実施に際し配慮すべき事項

①・②本路線の南側は県道であることから、田原本町が奈良県とともに検討を行う。

※令和5年のまち歩き点検において「道路の状態はよい」との意見があり、田原本町の道路管理者にて現地確認を行ったが問題なかったため、基本構想に記載のある「舗装の改善」は削除。

事業実施位置または位置図



現況の道路



現況の道路南端部

4) 町道根太黒田線

根太黒田線			事業主体			田原本町										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	歩行空間の確保	白線の明示、路側帯のカラー化 車道幅員の縮小	約250	m								維持管理				
②	バリアフリー対応	視覚障害者向けの対応等 (リーディングライン、 リブ式(突起付)の車道外 側線の設置等)	約250	m								維持管理				

事業実施に際し配慮すべき事項

事業実施位置または位置図



現況の道路の西端部



現況の道路の東端部



現況の道路

5) 町道田原本21号線

田原本21号線			事業主体			田原本町										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	歩行空間の確保	白線の明示、カラー舗装による歩車道分離	約140	m							維持管理					
②	安全性の確保	道路横の水路の安全対策（蓋掛け、柵の設置等）	約10	m						維持管理						
③	バリアフリー対応	視覚障害者向けの対応等（リーディングライン、リブ式（突起付）の車道外側線の設置等）	約140	m							維持管理					

事業実施に際し配慮すべき事項

事業実施位置または位置図



現況の道路



現況の道路の水路部

6) 町道田原本15号線

田原本15号線			事業主体			田原本町										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	歩行空間の確保	白線の明示、カラー舗装による歩車道分離	約100	m								維持管理				
②	バリアフリー対応	視覚障害者向けの対応等（リーディングライン、リブ式（突起付）の車道外側線の設置等）	約100	m								維持管理				

事業実施に際し配慮すべき事項

※令和5年のまち歩き点検において「道路の状態はよい」との意見があり、田原本町の道路管理者にて現地確認を行ったが問題なかったため、基本構想に記載のある「舗装の改善」は削除。

事業実施位置または位置図



現況の道路の東端部



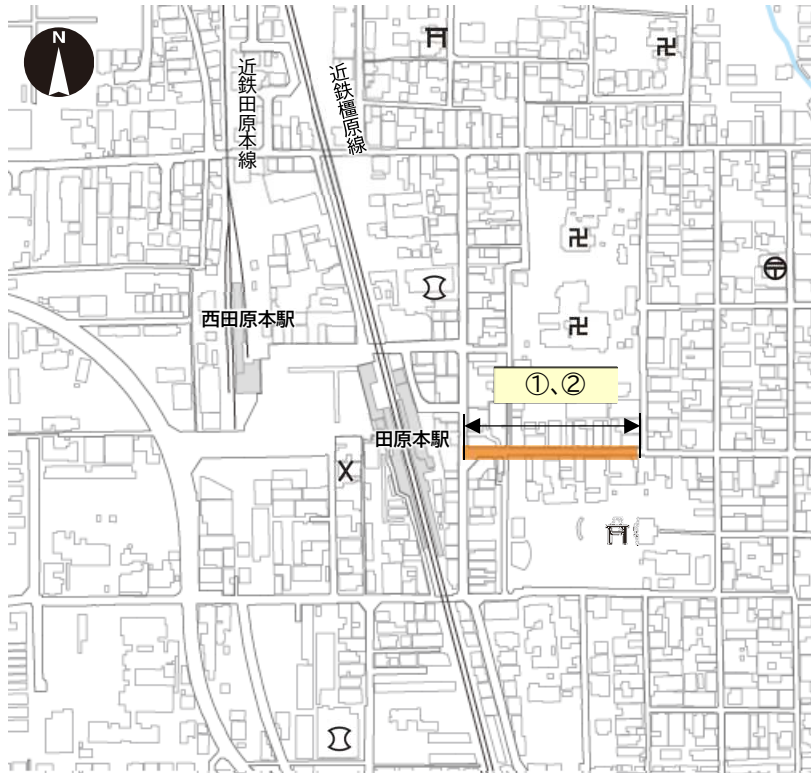
現況の道路

7) 町道田原本49号線

田原本49号線			事業主体			田原本町										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	安全性の向上	カラー舗装による歩車道分離（白線の明示、路側帯のカラー化） 車道幅員の縮小	約120	m							→	維持管理				
②	歩行空間の改善	視覚障害者向けの対応等（リーディングライン、リブ式（突起付）の車道外側線の設置等）	約120	m							→	維持管理				

事業実施に際し配慮すべき事項

事業実施位置または位置図



現況の道路の西端部



現況の道路

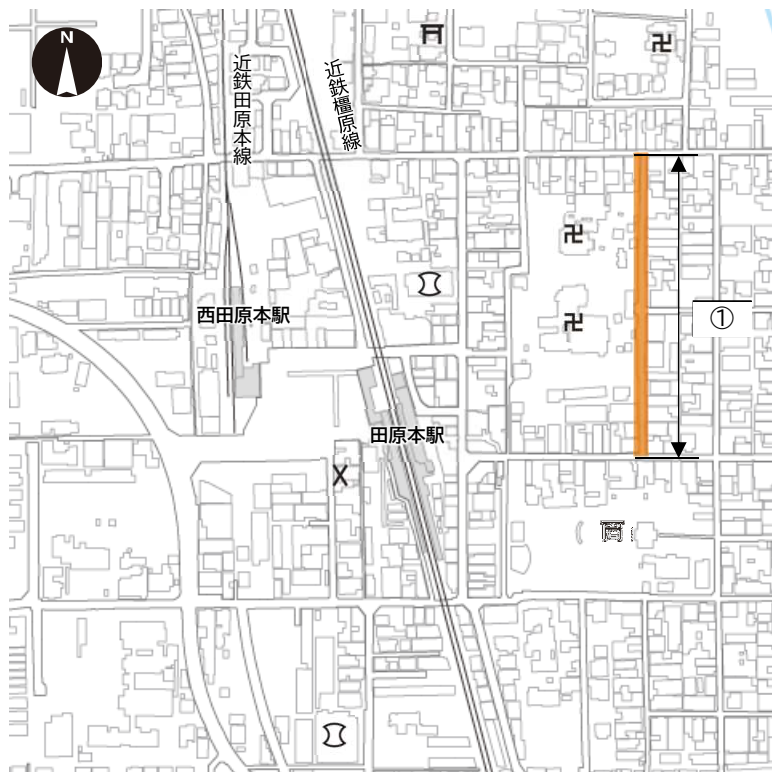
8) 町道田原本37号線

田原本37号線			事業主体			田原本町										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	歩行空間の改善	舗装の改善	約200	m	R6から施工			維持管理								

事業実施に際し配慮すべき事項

※令和5年のまち歩き点検において「歩行空間はある」との意見が多く、「交通量が多くない」、「通行しやすい」等の意見があり、田原本町の道路管理者にて現地確認を行ったが問題なかったため、バリアフリー対応は削除。

事業実施位置または位置図



現況の道路の南端部



現況の道路

9) 町道田原本26号線

田原本26号線			事業主体			田原本町										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	歩行空間の確保	舗装の改善、白線の明示、カラー舗装による歩車道分離等 歩道の拡幅（車道幅員の縮小）等	約260	m							維持管理					
②	バリアフリー対応	視覚障害者誘導用ブロックの設置等	約260	m							維持管理					

事業実施に際し配慮すべき事項

事業実施位置または位置図



現況の道路



現況の道路の路側帯の状況

10) 町道新町1号線

新町1号線		事業主体			田原本町											
目的／事業内容		事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）											
					6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～	
①	歩行空間の改善 舗装の改善	約220	m	済	維持管理											→
②	バリアフリー対応 視覚障害者誘導用ブロックの改修、整備	約220	m							維持管理						→

事業実施に際し配慮すべき事項

事業実施位置または位置図



現況の道路の西端部



現況の道路の東端部



現況の道路

11) 町道阪手八尾大橋線

阪手八尾大橋線			事業主体			田原本町										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	歩行空間の改善	舗装の改善	約220	m	済	維持管理										
②	バリアフリー対応	視覚障害者誘導用ブロックの改修、整備	約220	m							維持管理					

事業実施に際し配慮すべき事項

事業実施位置または位置図



現況の道路の西端部



現況の道路の東端部



現況の道路

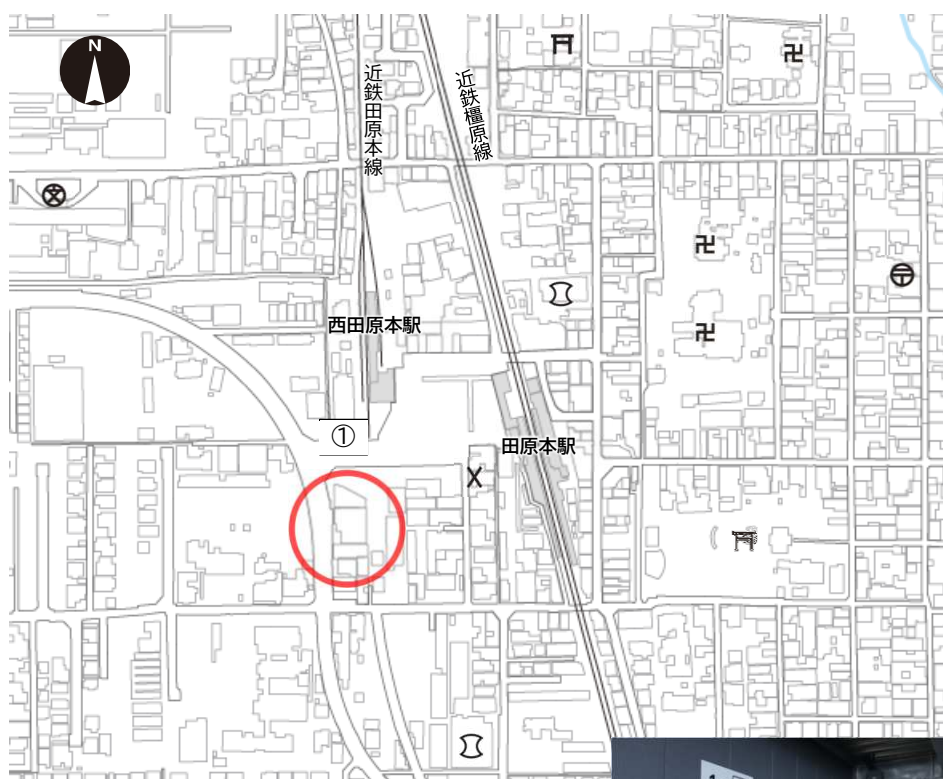
路外駐車場特定事業

1) 田原本駅前南自動車駐車場

田原本駅前南自動車駐車場			事業主体			田原本町										
事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
①	バリアフリー対応	障害者用駐車場の設置等	1	箇所	済	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
						維持管理										→

事業実施に際し配慮すべき事項

事業実施位置または位置図



現況の駐車場



エレベーター・バリアフリースペース



障害者用駐車スペース

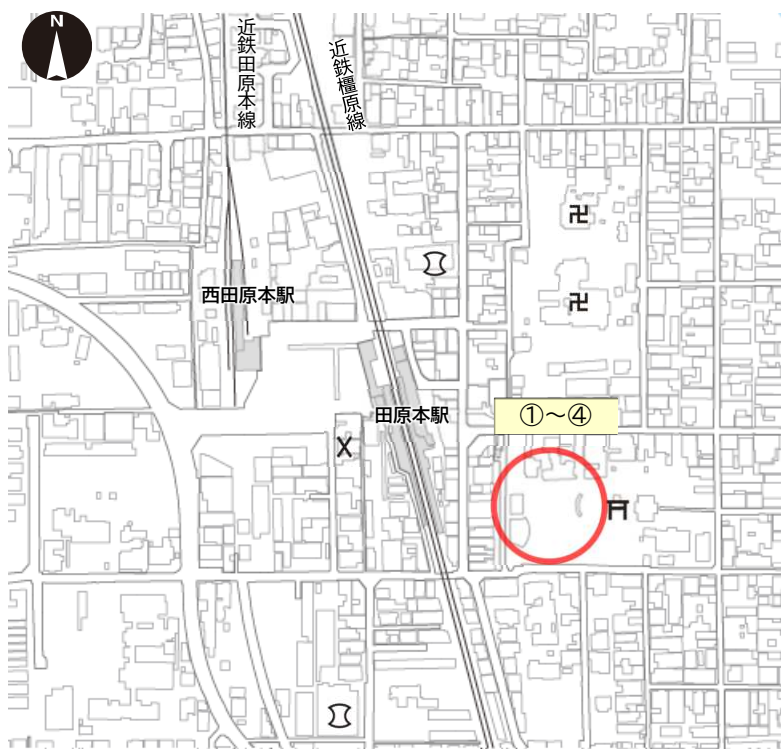
都市公園特定事業

1) イベント広場公園

イベント広場公園			事業主体			田原本町										
事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	バリアフリー対応	【敷地入口～施設入口】視覚障害者誘導用ブロックの維持管理	1	箇所	済	維持管理										→
②	バリアフリー対応	【施設入口】障害者等が利用しやすいスロープ等の維持管理	1	箇所	済	維持管理										→
③	バリアフリー対応	【施設入口】階段等における手すりや滑り止めの維持管理	1	箇所	済	維持管理										→
④	バリアフリー対応	【トイレ】高齢者や障害者等が利用しやすいバリアフリースイールの維持管理	1	箇所	済	維持管理										→

事業実施に際し配慮すべき事項

事業実施位置または位置図



バリアフリースイール



階段・スロープ



視覚障害者誘導用ブロック

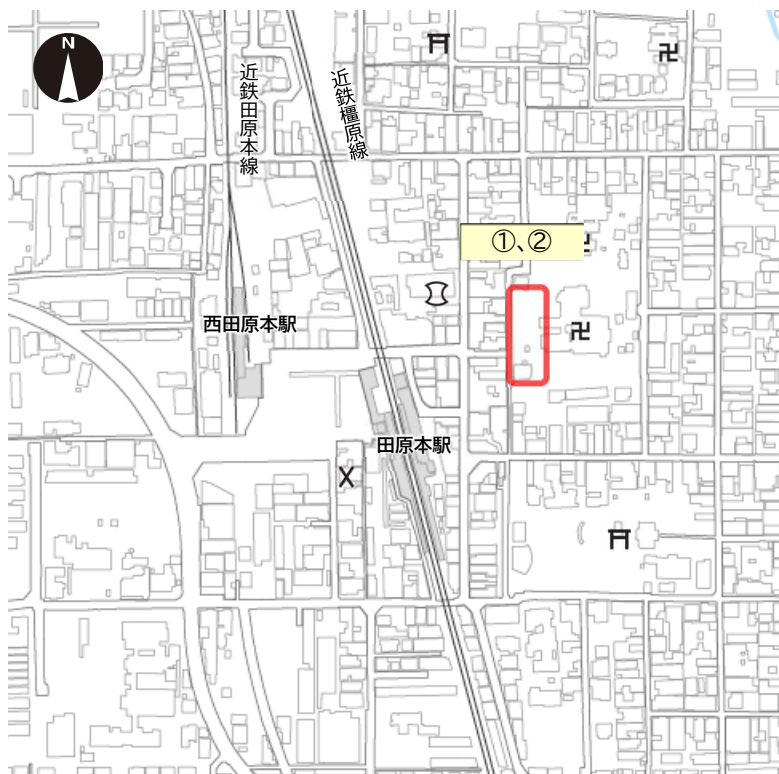
2) 第2児童公園

第2児童公園			事業主体		田原本町											
事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	バリアフリー対応	敷地出入口の段差の維持管理	1	箇所	済	維持管理										→
②	バリアフリー対応	バリアフリースイールの設置検討	1	箇所		※										

事業実施に際し配慮すべき事項

②バリアフリースイールの設置はないため、今後設置をするのか検討の必要性有。（※）

事業実施位置または位置図



公園の出入口



現状の公園



現状のトイレ

建築物特定事業

1) 役場庁舎

役場庁舎			事業主体			田原本町										
事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	バリアフリー対応	【外構】敷地出入口から施設出入口までのバリアフリー経路の維持管理			済	維持管理	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----->
②	バリアフリー対応	【外構】出入口と歩道等との段差解消			済	維持管理	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----->
③	バリアフリー対応	【外構】障害者等の優先駐車場の確保等			済	維持管理	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----->
④	バリアフリー対応	【施設内】障害者等が利用しやすいエレベーターやスロープ等の設置、改善			済	維持管理	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----->
⑤	バリアフリー対応	【施設内】階段等における手すりや滑り止め等の整備、改善			済	維持管理	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----->
⑥	バリアフリー対応	【施設内】高齢者や障害者等が利用しやすいバリアフリースイレの設置、改善等			済	維持管理	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----->

事業実施に際し配慮すべき事項

事業実施位置または位置図

正面出入口への経路

スロープ

障害者等優先駐車場

エレベーター

階段の手摺と滑り止め

東出入口への経路

障害者等優先駐車場

バリアフリースイレ

2) 田原本小学校

田原本小学校			事業主体			田原本町										
事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	バリアフリー対応	敷地出入口から施設出入口までのバリアフリー経路の維持管理			R7から施工						維持管理					
②	バリアフリー対応	出入口と歩道等との段差解消			R7から施工						維持管理					
③	バリアフリー対応	障害者等の優先駐車場の確保等			R7から施工						維持管理					
④	バリアフリー対応	障害者等が利用しやすいエレベーターやスロープ等の設置、改善			R7から施工						維持管理					
⑤	バリアフリー対応	階段等における手すりや滑り止め等の整備、改善			R7から施工						維持管理					
⑥	バリアフリー対応	高齢者や障害者等が利用しやすいバリアフリースイレの設置、改善等			R7から施工						維持管理					

事業実施に際し配慮すべき事項

①・②・③・④・⑤・⑥ 統合による新しい小学校を田原本小学校の跡地に建設予定（バリアフリー化した学校として開校予定）。建設に伴う工事が先行してR7年度より始まるのにあたり、工事中における歩行者等の安全な動線の確保を最優先とするが、バリアフリーにも配慮した計画とする。

事業実施位置または位置図



体育館裏の北門



体育館裏の駐車場



体育館裏からの経路



南側の正門



正門側の駐車場



本館への出入口



本館と東館の間の渡り廊下



東館への出入口

交通安全特定事業

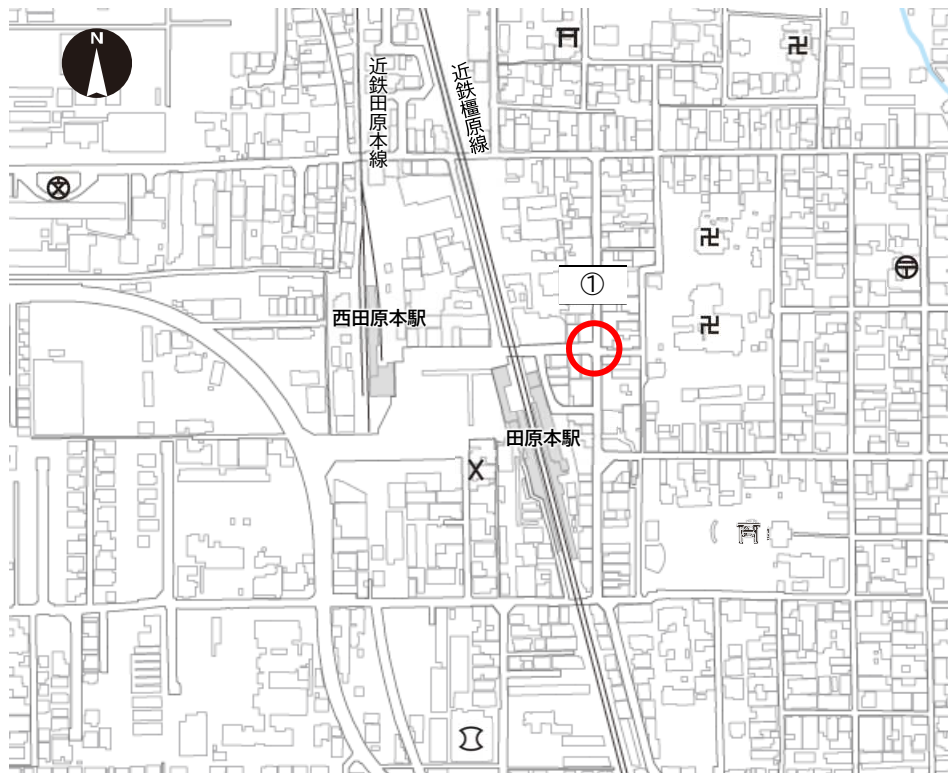
1) 県道田原本停車場線の交差点

岩見第11号踏切の東側			事業主体			奈良県公安委員会										
事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	安全性の確保	交差点における一時停止措置の検討（路面表示）	1	箇所							維持管理					

事業実施に際し配慮すべき事項

- ① 現場調査等を実施した結果、周辺の道路状況から適正な場所に標識柱が設置することが出来なかったため、一時停止規制の設置及び管理が困難であると判断された。
一時停止規制の代替の交通安全対策として、交差点の明確化を目的としたクロスマーク（法定外路面表示）の設置を関係機関（奈良県）と連携して検討する。

事業実施位置または位置図



現況の交差点

教育啓発特定事業

1) 田原本町内

田原本町全域			事業主体			田原本町（近畿日本鉄道④、社協⑦）										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～
①	障害者当事者等への知識の理解・周知 （教室、講習会、広報等）	【児童、生徒、学生等対象】 バリアフリー教室の開催	1	回	済	継続実施（バリアフリー教室の開催）										
②	障害者当事者等への知識の理解・周知 （教室、講習会、広報等）	【住民対象】 バリアフリー講習会やセミナーの開催	1	回	済	継続実施（手話通訳養成講座・要約筆記講習会）										
③	障害者当事者等への知識の理解・周知 （教室、講習会、広報等）	【職員対象】 理解促進研修・啓発事業の実施	1	回	済	継続実施（広報紙や障害者週間での啓発）										
④	障害者当事者等への知識の理解・周知 （施設利用、イベント等）	【公共交通利用者対象】 優先席や優先駐車場の適正利用ポスターの掲示	1	箇所	済	継続実施（チラシの配置）										
⑤	障害者当事者等への知識の理解・周知 （施設利用、イベント等）	【公衆浴場利用者対象】 オストメイト利用者への理解・周知	1	箇所	済	継続実施（ホームページにおける啓発）										
⑥	障害者当事者等への知識の理解・周知 （施設利用、イベント等）	【各種施設・会場対象】 認知症サポーター養成講座の開催	4	回	済	継続実施（認知症サポーター養成講座の開催）										
⑦	障害者当事者等への知識の理解・周知 （施設利用、イベント等）	【各種施設・会場対象】 イベント企画	1	回	済	継続実施（自立支援協議会、地活でのイベント実施）										
事業実施に際し配慮すべき事項、事業実施手法等																
①・②・③・④・⑤・⑥・⑦																
多種多様な障害特性がある中で、関心が低い人や理解しようとしていない人にどのようにアプローチを行っていくのか課題である。あらゆる情報発信ツールを活用し、多世代に啓発する。 事業実施は、町の広報紙やHP、フェイスブックやLINEの活用。																

2) 旅客施設

田原本駅、西田原本駅			事業主体			近畿日本鉄道										
目的／事業内容			事業量	単位	実施	事業の実施計画（年度）										
						7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	～
①	障害者当事者等への対応についての接遇学習	【従業員対象】 旅客施設におけるバリアフリー教室の開催	1	回	済	継続実施										
②	障害者当事者等への対応についての接遇学習	【従業員対象】 接遇研修の実施	1	回	済	継続実施										
事業実施に際し配慮すべき事項、事業実施手法等																

資料編

1. 届出制度

① 届出制度の概要

公共交通事業者または道路管理者は、移動等円滑化促進地区において、旅客施設（生活関連施設に限る）や道路（生活関連経路に限る）の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、当該行為に着手する30日前までに市町村に届け出なければならないとされている。

これは、移動等円滑化促進方針と改良等の内容を整合のとれたものにすることで、施設間の移動の連続性を担保することを目的としており、届出に係る行為が、バリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、町は行為の変更等の必要な措置を要請できることとなっている。

表 届出制度の対象

届出施設	届出を要する対象の範囲
旅客施設 (生活関連施設)	・他の生活関連旅客施設との間の出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口 ・バリアフリールート of 出入口
道路 (生活関連経路)	・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

資料：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想等作成に関するガイドライン」（令和3年3月）

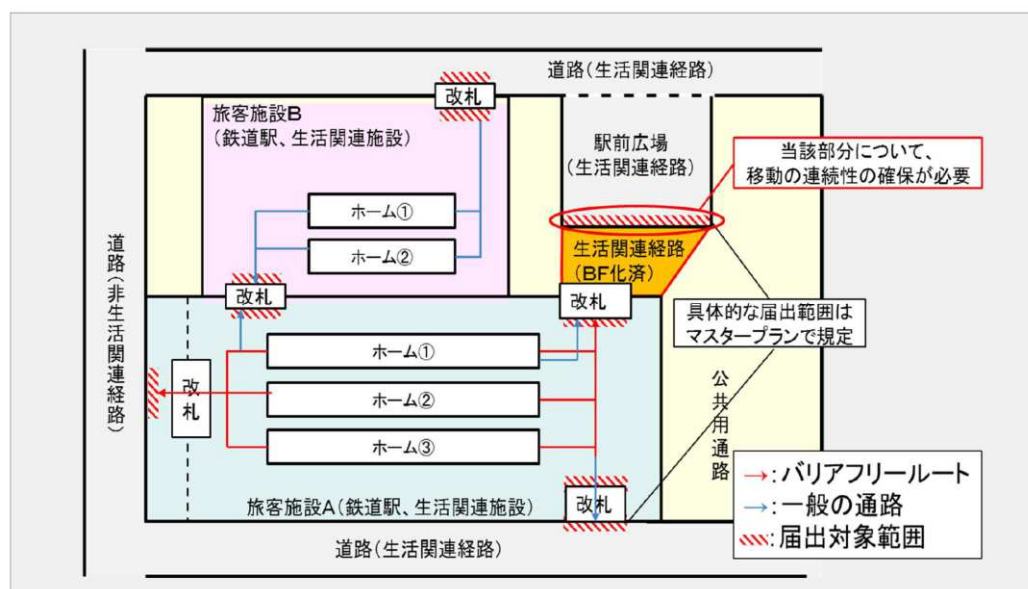


図 届出対象のイメージ

資料：国土交通省「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想等作成に関するガイドライン」（令和3年3月）

② 届出の対象となる範囲

対象地区においては、以下の場合に届出の対象となる。

表 届出の対象

対象施設	届出の対象
旅客施設 (田原本駅、西田原本駅)	・ 駅舎の出入口の新設や改良を行う場合
道路 (駅前広場)	・ 車道や歩道で、駅舎の出入口に接続する部分の新設や改良を行う場合

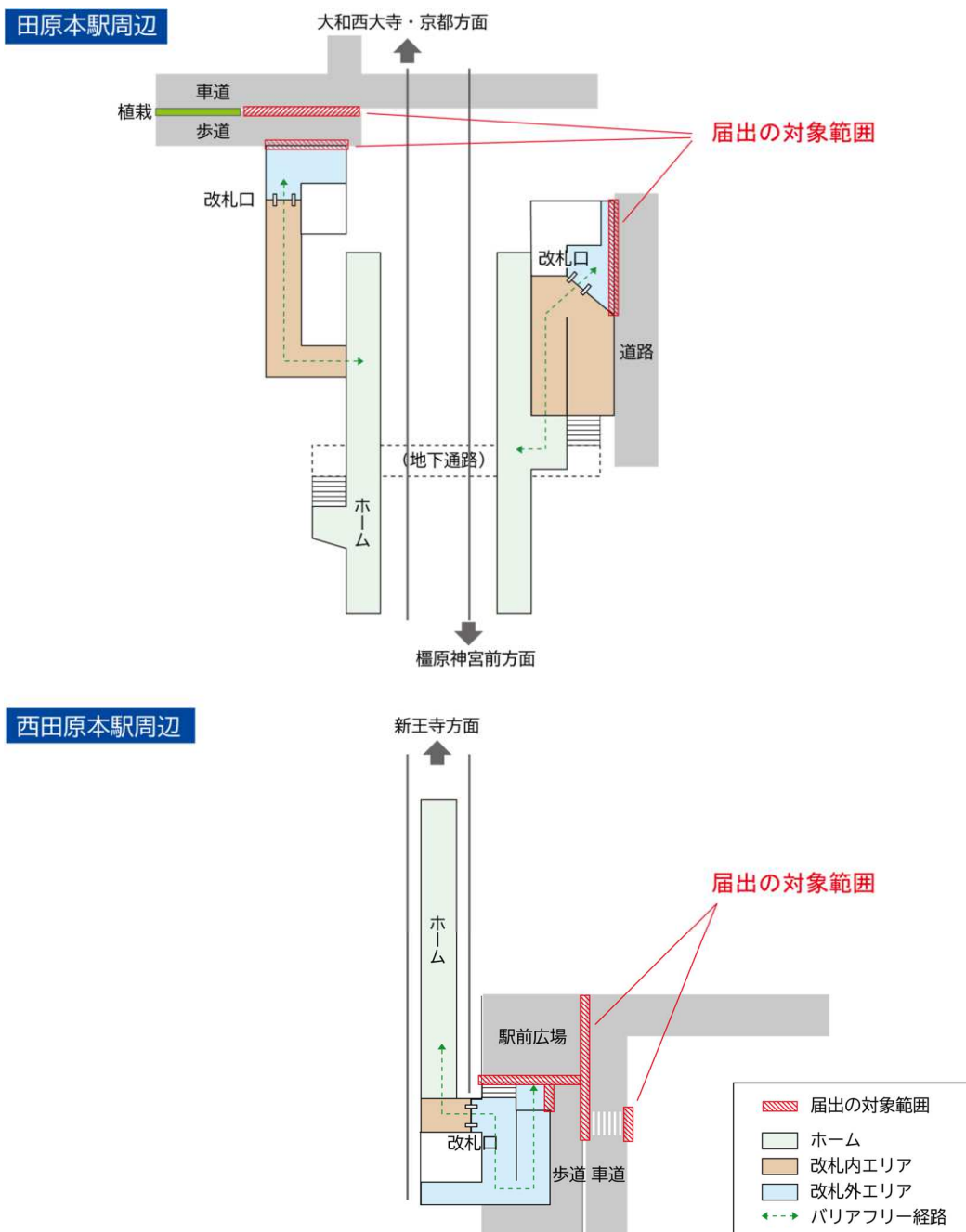


図 届出の対象範囲

2. 計画の継続的な見直し

バリアフリー基本構想、特定事業計画を一過性のもので終わらせることなく、持続可能な改善の取り組みを実践していく。

具体的には、策定（Plan）後の特定事業等の実施（Do）を受けて、その結果を評価（Check）し、社会経済情勢や町民ニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直し（Act）を行うというPDCA サイクルにより、実情に則した計画となるように段階的かつ継続的な見直しを行う。

そのため、おおむね5年ごとに事業の実施状況などの効果検証等を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

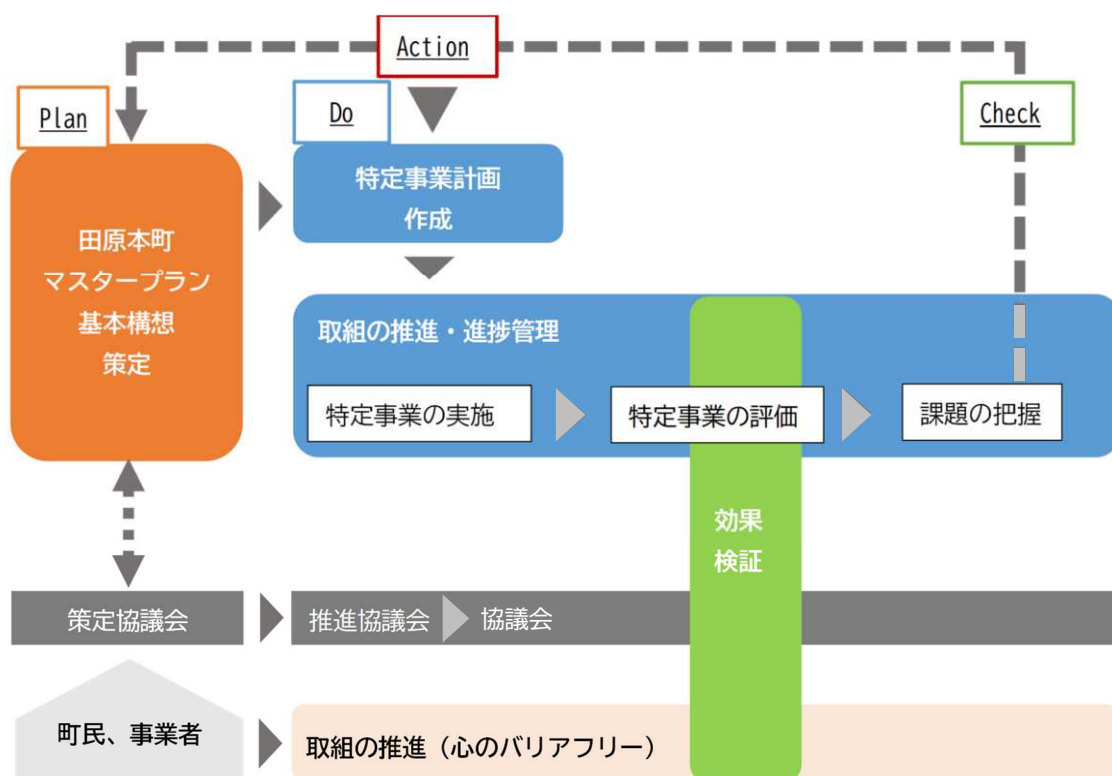


図 バリアフリー基本構想、特定事業計画の継続的な見直し

3. 田原本町バリアフリー協議会

① 設置要綱

田原本町バリアフリー協議会の設置要綱は、以下のとおりである。

○田原本町バリアフリー協議会設置要綱

令和4年12月8日

告示第71号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第24条の2第1項に規定する移動等円滑化の促進に関する方針(以下「バリアフリーマスタープラン」という。)及び法第25条第1項に規定する移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、法第24条の4第1項及び第26条第1項の規定に基づき、田原本町バリアフリー協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) バリアフリーマスタープランに関する事項
- (2) 基本構想に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町内のバリアフリー推進に関し、町長が必要と認める事項

項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) バリアフリーに関し学識経験を有する者
- (2) 田原本町自治連合会の代表
- (3) 高齢者団体の代表
- (4) 地域福祉を推進する団体の代表
- (5) 障害者福祉を推進する団体の代表
- (6) 公共交通事業者の代表
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 町職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条第1号及び第2号に掲げる所掌事務が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は第3条第2項第1号に該当する者をもって充て、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 第3条第2項第1号に定める委員以外の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要に応じ委員以外の者に会議の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、産業建設部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月8日から施行する。

② 名簿

令和7年3月時点の田原本町バリアフリー協議会の名簿は、以下のとおりである。

区 分	NO.	氏 名	所属・役職
学識経験者	1	室崎 千重	奈良女子大学 准教授
自治連合会	2	宮崎 公平	田原本町自治連合会 会長
高齢者団体	3	竹村 三良	田原本町老人クラブ連合会 会長
地域福祉を 推進する団体	4	藤本 勇樹	田原本町社会福祉協議会 局長
障害者福祉を 推進する団体	5	坂本 憲哲	磯城郡地域自立支援協議会 代表
公共交通事業者	6	高松 靖司	近畿日本鉄道(株) 鉄道本部大阪統括部施設部工務課 課長
	7	福原 晋	奈良交通(株) 自動車事業本部乗合事業部 部長
	8	葛城 滝男	奈良県タクシー協会 専務理事
関係行政機関	9	中井 隆博	奈良県天理警察署 田原本警察庁舎 所長
	10	玉垣 潔士	奈良県警察本部 交通規制課長
	11	鈴木 健	国土交通省 近畿運輸局奈良運輸支局首席運輸企画専門官
	12	渡邊 義明	奈良県中和土木事務所 所長
町職員	13	田邊 義巳	産業建設部長
	14	越智 祥浩	産業建設部参事
	15	吉田 志保	健康福祉部長
	16	中辻 勇	町長公室長
	17	小林 昌伸	総務部長
	18	森 淳一	教育部長

4.用語集

	語 句	意 味
い	移動等円滑化	高齢者・障害者等の日常生活や、社会生活における移動や施設等の利用の際に係る身体の負担を軽減し、移動または施設の利用上の利便性や安全性を向上させること。
お	オストメイト	病気や事故等により消化器や尿管が損なわれるなど、腹部等に排泄のための開口部にストーマ（人口肛門・人口膀胱）を持つ人のこと。
け	券売機の蹴込み	車いす使用者でも接近して操作しやすくするために、券売機の下に設けた空間のこと。
し	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を安全に誘導するために床面、路面等に敷設されている、点状または線状の突起をもったブロックのこと。
	重点整備地区	バリアフリー化を一体的に進める必要のある地区。重点整備地区は、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設と、これら施設を結ぶ徒歩経路で構成される。
せ	生活関連経路	生活関連施設を相互に結ぶ経路。バリアフリー化事業を重点的に推進する必要のある道路のこと。
	生活関連施設	「常に多数の人が利用する施設」、「高齢者、障害者等が常時利用する施設」のこと。
そ	側溝蓋	道路・歩道等の排水路にかける蓋のことで、主に降雨時の排水が目的で、人や物の落下を防止する機能もある。
た	多機能トイレ	高齢者や障害者等の利用に適正な配慮が必要なバリアフリースイールの総称。
は	バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。障壁（バリア）には、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁が含まれる。
ほ	法定外路面表示	交通の安全と円滑を図るために設置する路面表示やカラー舗装等のことで、交差点クロスマーク表示や「とまれ」文字表示、ドットライン表示、歩行者・自転車利用者等の保護のためのカラー舗装等がある。
	ホームドア	駅のホームと列車の間に設置される安全設備で、乗客の転落や接触事故を防ぐ役割を担っている。ホームドアは、列車の乗降口に合わせて開閉し、乗客が安全に乗り降りできるような働きがあり、ホーム上の混雑を緩和し、列車の運行をスムーズにする効果もある。

	語 句	意 味
な	内方線付点状ブロック	駅のプラットフォームに設置されている点状ブロックで、内側部分に線状突起を設けて、ホーム側と線路側を判別できるようにしたもの。
り	リーディングライン	車道外側線と道路境界部の間の歩道部分に設置した、JIS規格の視覚障害者誘導用ブロックよりも幅の狭い視覚障害者誘導用ブロックのこと。
	リブ式（突起付き）の車道外側線	単断面道路において、視覚障害者の車道へのはみ出しの注意喚起として設置される厚さ等を変更した白線（リブ式車道外側線）のこと。
	旅客施設	駅、バスターミナル、港、空港など公共交通機関を利用する旅客の乗降や待合などに利用される施設のこと。
ろ	路側帯	歩道のない道路または道路の歩道がない側の道路端部寄りに、白い実線等で区画された歩行者通行空間のこと。

田原本町バリアフリー特定事業計画
〔田原本駅周辺地区〕

令和7年3月

発行 田原本町 まちづくり建設課
〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1

T E L : 0744-32-2901 (代表)

F A X : 0744-32-2977

E-mail : info@town.tawaramoto.nara.jp